

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>輸出手形保険運用規程</b></p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 10-制度-00035 沿革 (略) <u>平成25年3月18日 一部改正</u></p> <p><b>第1章</b> <b>第1条～第1条の2 (略)</b></p> <p><b>第2条</b> 銀行は、荷為替手形の買取に際し、次の各号の要件が備わっていることを確認すること。</p> <p>一 手形金額が送状金額の範囲内で取り組まれていること。</p> <p>二 海上運送法に基づき船舶運航事業を行う者その他これに準ずる外国の船舶運航事業を行う者、航空法に基づき航空運送事業を行う者、貨物利用運送事業法に基づき貨物利用運送事業を行う者若しくはこれらの代理人、<u>または日本貿易保険が特に認めた者の発行する船荷証券、航空運送状、複合運送証券、海上運送状</u>（海上運送状に関するCMI統一規則を撰取するとともに、あらかじめ荷送人が附属貨物の処分権を放棄していることが明記されているものに限る。）又は郵便局が発行する郵便小包受領証が添付されていること。ただし、これらの添付書類は次の要件を備えたものであること。</p> <p>三 (略) 2～3 (略)</p> <p><b>第3条～第4条の2 (略)</b></p> <p><b>第2章～第10章 (略)</b></p> <p><b>附 則</b> <u>この改正は、平成25年4月1日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>輸出手形保険運用規程</b></p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 10-制度-00035 沿革 (略)</p> <p><b>第1章</b> <b>第1条～第1条の2 (略)</b></p> <p><b>第2条</b> 銀行は、荷為替手形の買取に際し、次の各号の要件が備わっていることを確認すること。</p> <p>一 手形金額が送状金額の範囲内で取り組まれていること。</p> <p>二 海上運送法に基づき船舶運航事業を行う者その他これに準ずる外国の船舶運航事業を行う者、航空法に基づき航空運送事業を行う者、貨物利用運送事業法に基づき貨物利用運送事業を行う者若しくはこれらの代理人の発行する船荷証券、航空運送状、複合運送証券、海上運送状（海上運送状に関するCMI統一規則を撰取するとともに、あらかじめ荷送人が附属貨物の処分権を放棄していることが明記されているものに限る。）又は郵便局が発行する郵便小包受領証が添付されていること。ただし、これらの添付書類は次の要件を備えたものであること。</p> <p>三 (略) 2～3 (略)</p> <p><b>第3条～第4条の2 (略)</b></p> <p><b>第2章～第10章 (略)</b></p>	

<p>別紙 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別紙様式第 1 ～ 6 (略)</p>	<p>別紙 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別紙様式第 1 ～ 6 (略)</p>	
--	--	--